

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第2回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年10月28日(火) 14時45分～15時10分

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳
（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企
画官）

（事務局）

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）

第5 議題

諮問事項

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について

【諮問第3004号】

開 会

○根岸部会長 　ただいまから電気通信事業部会の第2回を開催いたします。

　本日は委員6名、臨時委員2名の合計8名のうち、6名の委員の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

　それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は諮問事項1件です。諮問第3004号、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、総務省からご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長 　それではお手元の資料2-1に基づきまして、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、ご説明をいたします。

　まず表紙の次にお付けしております資料の1ページ、I背景をご覧ください。ここにございますとおり、近年ブロードバンド化・IP化の進展による電気通信市場の動的な環境変化に対応して、プライスキャップの在り方をはじめとする現状の利用者料金政策に係る課題等を整理し、今後の利用者料金政策全般の在り方について検討することを目的として、本年6月から「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」を開催して、本年10月、研究会の報告書を取りまとめたところであります。

　この研究会報告書において、現在プライスキャップの対象となっております専用役務について、第1に、プライスキャップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこと、第2に、指定電気通信役務損益明細表において引き続き収支の開示を義務付けることが適当との考え方が示されたところをございまして、本件はこの研究会報告書において示されました考え方を踏まえて行う省令改正について、諮問をさせていただくものです。具体的な内容については、この資料の次にお付けしております参考資料に基づきまして、若干補足説明をいたします。

　まず参考資料3をご覧ください。現行の電気通信事業法においては、電気通信役務の利用者料金その他の提供条件については、原則事前規制を行わないこととされているところです。ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、一定のルールを設けているところです。例えば、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務である基礎的電気通信役務、いわゆるユニバーサルサービスについては、契約約款を作成し、総務大臣に届出をする

こととされているところで、具体的には、電話の加入者回線アクセス、緊急通報、公衆電話などが対象とされているところです。

また、固定加入者回線の過半を占めるような、いわゆるボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務である指定電気通信役務については、適正な利用者料金を保障する観点から保障契約約款を作成し、総務大臣に届出をすることとされているところです。具体的には、NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話、専用線、Bフレッツ、フレッツISDN、ひかり電話等が対象とされているところです。さらに指定電気通信役務の中で、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を、特定電気通信役務としてプライスカップ規制の対象とすることにより、利用者料金の上限を設け、電気通信事業者の経営効率化の促進に向けた努力を促しつつ、利用者料金の低廉化を確保することとされているところです。具体的には現在、NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話、専用線が対象とされているところです。本日、諮問させていただきました案件は、この専用線サービスの扱いの見直しに関するものです。

次に資料5をご覧ください。先ほど申し上げたとおり、プライスカップの対象である特定電気通信役務は、指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものと整理されているところで、具体的にはその役務の内容、利用者の範囲等から見て判断をしてきているところです。プライスカップを導入した当時の整理については、例えば専用線サービスについては、資料5の一番下に記述がありますとおり、主として企業向けサービスではあるものの、産業活動にとって不可欠なものとなっており、今後のネットワークの利用形態の多様化が進展する中で、経済的に一層重要性が高まると考えられること等の理由を踏まえて、特定電気通信役務の対象とされてきたところです。

次に資料15をご覧ください。今申し上げましたとおり、専用線サービスについては、プライスカップ制度の導入当時、特に専用線サービスの中でも高速デジタル伝送が急増しているなど、主として企業向けサービスとして産業活動にとって不可欠であり、今後一層その重要性が高まると考えられるということから、特定電気通信役務の対象とされたところです。

しかしながら、その後このグラフをご覧になっておわかりのとおり、近年はそれぞれの専用線サービスごとに一貫してその回線数が減少してきているところです。

さらに資料16をご覧ください。専用線サービスについては、近年の回線数の減少傾向に加えまして、主として企業ネットワークとして利用されている通信サービスの中に占める比率も急速に低減してきているところです。この表にございますとおり、近年はIP-VPN、インターネットVPN、あるいは広域イーサネットといったデータ系のサービスが急速に伸びてきており、この影響で専用線が企業通信ネットワークとして利用しているサービスの中に占める比率は急速に低下してきているということです。具体的には平成18年末で8%で、このような専用線サービスを取り巻く環境変化を踏まえた上で、先ほど申し上げましたとおり、研究会報告書においては、専用線サービスについて、プライスキップの対象から外すことが適当ではないかと整理をされたところです。

次に資料25をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、研究会報告書においては、専用役務を特定電気通信役務の対象から除くことが適当であるとされたところですが、電気通信事業会計上の扱いをどうするかという課題が一つございまして、研究会でも議論をいただいたところです。この専用役務を特定電気通信役務の対象範囲から除いた場合でも、依然として指定電気通信役務ですので、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務と整理されるのですが、この際、例えば収益ベースで見ますと、専用役務は特定電気通信役務以外の指定電気通信役務全体の収益の約4分の1に相当する規模であるということ、またこれまで専用役務として収支を開示してきた経緯にかんがみ、企業会計全般にわたる総括的な原則の一つである継続性の原則から、専用役務については引き続き収支を開示することが適当ではないかとされたところです。

以上を踏まえました具体的な省令改正の内容については、概要資料の1ページ目、II概要のところをご覧ください。まず(1)電気通信事業法施行規則の一部改正についてですが、具体的には電気通信事業法施行規則第19条の3及び第19条の4を改正して、専用役務について特定電気通信役務の範囲から除くこととしております。

また2ページ目、(2)電気通信事業会計規則の一部改正についてですが、電気通信事業会計規則、別表第二様式第14に示されております指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務の欄から専用役務の欄を削り、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設けることによって、専用役務に係る収支を引き続き開示することといたしております。

本改正省令の施行日については、平成21年4月1日から施行することとしていると

ころです。省令改正の概要については以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。省令改正の概要をお話いただきましたので、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。辻先生は研究会の主査でいらっしゃいますが、何かございますか。

○辻臨時委員　　今の説明で特に付け加えることはありませんが、議論の雰囲気等を若干お伝えしたいと思います。研究会の名称は「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」で、もちろんプライスキップに関連することも議論いたしました。その他にはユーザーに不利益にならないような料金体系あるいは規制の在り方ということで、様々な観点から議論させていただきました。

最近IP電話の普及が著しいので、IP電話をプライスキップの対象にするのかどうか、あるいは新しい料金体系、特に携帯電話は料金のメニューが非常に増えてきておりますので、そういうものをどう整理していくのか、特にバンドル化された料金は、ユーザーが一体特定のサービスにどれだけ払っているのかがわからない、広告料等が収入をどのサービスの分とするか、あるいは携帯と固定の両方がサービスされる場所では、自社のネットワークが無料というような形で使われている等々、新しい問題が出てきております。これらを幅広く議論しました。しかし現時点では、特に新たに法律や規制にするというところまではいきませんので、もう少しIP化の状況を注視してみようというところで、議論がおさまりました。

それから、先ほど説明されました専用役務であります。これがプライスキップの対象外になりますと、値上げ等々の問題が出てくるという危惧があると思いますが、特定電気通信役務から外れても指定電気通信役務ですので、引き続き保障契約約款の届出が求められることとなります。仮に値上げが他の事業者にとって不利益になったり、あるいは反社会的な、経済的な基準から見て不当であったり、利用者の利益を阻害する場合には、保障契約約款の変更を求めるといふ、事後的に料金等の適切性を担保する手段も確保されておりますので、プライスキップを外すことによってユーザーの方々が格段に不利益にならないということも踏まえて判断いたしました。関口委員も構成員でいらっしゃいましたが、ご意見がございましたらお願いいたします。

○関口委員　　今のご説明で十二分だと思うのですが、参考資料20のところでは状況が説明されているとおり、専用線サービスにかわるサービスとしてIP系サービスがあるのですが、ここで示されているようにコスト削減効果35%ということですから、移行さ

れるユーザーの方々にとって不利益はないだろうと思われまし、また会計制度面での継続性の担保という歯止めもかかっているということから、私も特に問題がないと思われました。

○根岸部会長　　ありがとうございました。他の委員の方々も、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○東海臨時委員　　基本的な考え方等については全く異論がございませんが、1つだけ表現のことについて申し上げておこうと思います。2ページの会計規則の一部改正の研究会報告書の中で、専用役務については特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の中での共通項目として、区別された項目として提示するという理由に、企業会計全般にわたる総括的な原則の一つであるという継続性の原則がございますが、何故このような書きぶりなのでしょう。継続性というのはこういうときに一般的には使うものではないと私は認識しております。

○古市料金サービス課長　　確かに会計学的な用語として適切であったかどうかという点はあるかと思いますが、ここでの研究会で整理された考え方としては、今まで専用役務として収支が開示されてきたということですので、できるだけ収支内容を継続的に開示していったほうがいいのではないかなというように示すために、こういった表現を使ったということです。

○東海臨時委員　　趣旨は十分承知しております。ただ、以前から変えた途端にもう継続性はないのですね。ですから、これは特定電気通信役務以外のジャンルの中での項目立てが必要だという理屈を言えばいい訳です。おそらく一般原則の継続性を言いたかったのでしょうか。

○関口委員　　情報の継続性を担保する観点からという程度で十分だったと思います。

○東海臨時委員　　そういうことです。報告書の文言ですから、あまり本質にかかわらないことですが。

○根岸部会長　　私も中身について問題がある訳ではないと思いますが、これは結局、専用役務の需要がずっと減少していた訳ですね。今回別のところに移行するというですから、競争的なものがある、それによって対象にする必要がないとすると、場合によれば指定電気通信役務にも影響が及びそうにも見えるのですが、これは趣旨が違うのですね。

○古市料金サービス課長　　先ほど少し説明を省略してしまったところですが、まず指定

電気通信役務の考え方については、資料23をご覧ください。指定電気通信役務の範囲の決定方法ですが、まずNTT東西が、指定設備を用いて提供する具体的な役務について当該役務に代わるべき電気通信役務が他の事業者によって十分に提供されているかどうかを分析し、個別の分析の対象となるNTT東西の具体的な役務の範囲を決定いたします。専用線サービスについては、NTT東西が単一の役務として提供しているということです、この専用線サービスに対して、例えば需要の代替性があるようなサービスがどの程度あるかといったところに着目をして、指定電気通信役務の範囲を決定しているということです。具体的には③にございますとおり、分析単位毎にNTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうかを判断している訳ですが、基本的にはNTT東西の市場シェアが50%を超える場合には、反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定するとされているところです。

資料21をご覧ください。専用線サービスに着目して、その市場シェアがどのような状況になっているかというものを示したものですが、この表にございますとおり、一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービスはそれぞれ市場シェアが50%以上ということになっておりますので、先ほど辻委員からございましたとおり、専用役務については引き続き、指定電気通信役務として、例えば保障契約約款の届出を求めることによって、その料金の適正性あるいは提供条件の適正性を最低限保障していくという対応をとっていきたいと考えているところです。

- 根岸部会長 市場をどのように画定するかという問題と関係がある訳ですね。確かにこれだけ見ればたいへんなシェアになっている訳ですが、しかし隣の市場からの競争圧力が相当あって、今回は外すということになっている訳ですよ。
- 古市料金サービス課長 まさに今ご指摘いただいた点についても、研究会で議論をいただいたところで、結局指定電気通信役務の分析対象をどう評価するかという点と、それから今ご指摘のあった、例えば市場評価ですが、総務省でも平成15年度から競争評価をやってきておりまして、そこでも一定の、例えば市場画定というような考え方を積み上げてきているところです。その関係をどう見るかということについてもご議論いただいたところですが、やはり競争評価については、様々な情報通信の政策を行っていく際の一つのベースとなる参考として、市場の分析を行っているということです、指定電気通信役務の判断については、先ほどの繰り返しになりますが、具体的なNTT東

西のサービスの内容に着目した上で、それぞれのサービスと代替性のあるサービスがどのような状況になっているかを判断していくということですので、必ずしも両者の考え方が一致するとは限らないということかと思っております。他方、今後市場支配力に着目した料金ルールなどを考えていく際に当たっては、現在の競争評価の考え方を十分に参考にしつつ、あるいはそれとの関連性をきちんと踏まえていくことが大切であるというようなことも研究会の報告書では整理をさせていただいているところです。

○根岸部会長　わかりました。他にございますか。

○酒井部会長代理　今のお話ですが、指定電気通信役務になると、退出規制もかかる形になるのでしょうか。

○古市料金サービス課長　いえ、基本的には許可制の廃止をいたしましたので、例えば退出をする際に当たって一定の期間、具体的には少なくとも1月前にその退出についての周知をしなければいけないというルールは導入いたしました。基本的には退出規制はなくしているところです。

○酒井部会長代理　今のお話ですと、専用線サービスを行っている限りは指定電気通信設備ですが、やめるのはある程度の期間があれば自由になっている訳ですね。

○古市料金サービス課長　そのとおりです。

○酒井部会長代理　わかりました。

○根岸部会長　他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本件については、議事規則第4条第1項の規定に従いまして、ただいま諮問された案を本日报道発表する他、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行いたいと思います。募集期間は11月27日木曜日までといたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。事務局、あるいは委員の皆様から何かございますか。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会については、別途確定になり次第、事務局より連絡いたします。それでは閉会といたします。

閉　　会